

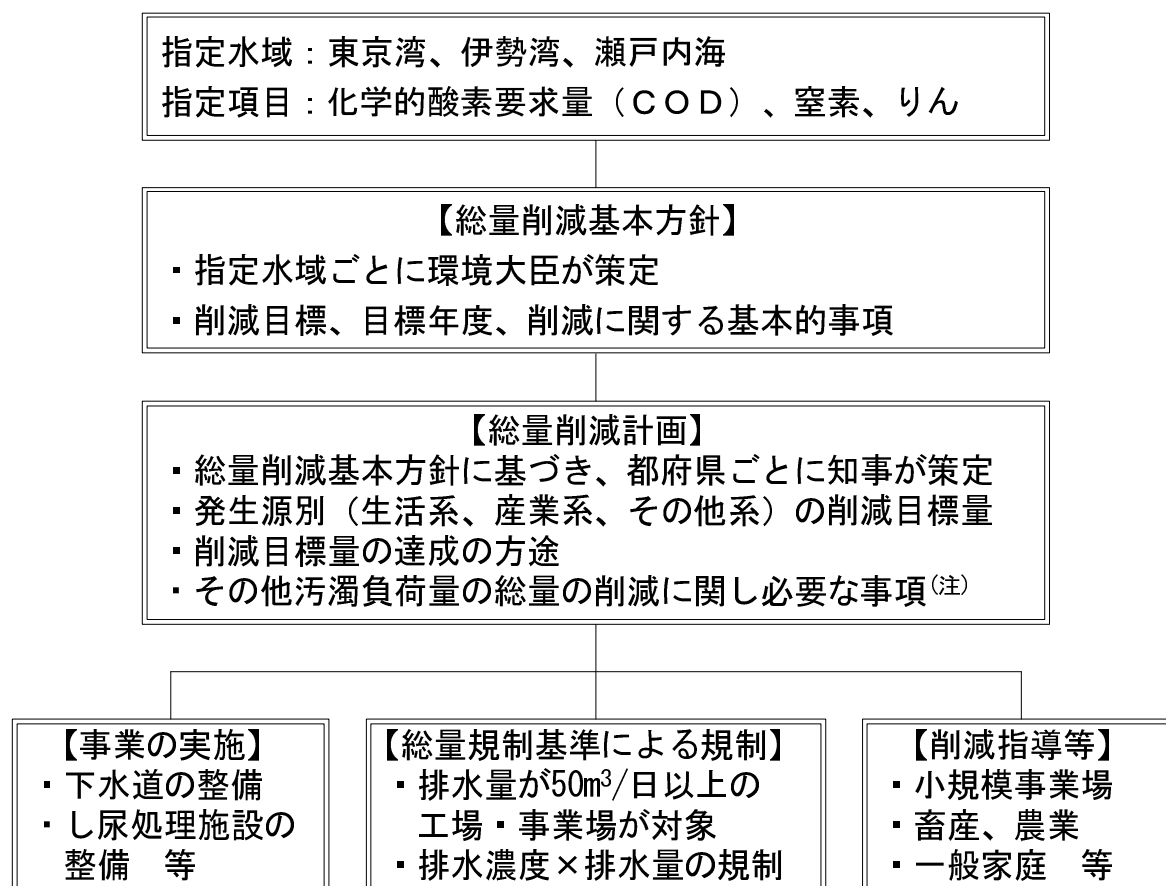
水質総量削減制度の概要

1. 制度の仕組

水質総量削減制度は、人口、産業の集中等により汚濁が著しい広域的な閉鎖性海域の水質汚濁を防止するための制度であり、昭和 53 年に水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）及び瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）の改正により導入された。

水質総量削減制度においては、環境大臣が、水質汚濁防止法に基づく排水基準のみによっては環境基準の達成が困難であると認められる指定水域ごとに、化学的酸素要求量（COD）その他の指定項目の発生源別及び都府県別の削減目標量、目標年度その他汚濁負荷量の総量の削減に関する基本的な事項を総量削減基本方針として定め、これに基づき、関係都府県知事が、削減目標量を達成するための総量削減計画を定めることとされている。

総量削減計画に定められる削減目標量の達成方途として、下水道、浄化槽等の各種生活排水処理施設の整備等の生活系排水対策、指定地域内事業場（日平均排水量が 50 m³以上の特定事業場）の排水水に対する総量規制基準の適用、小規模事業場、畜産業、農業等に対する削減指導等がある（図 1）。



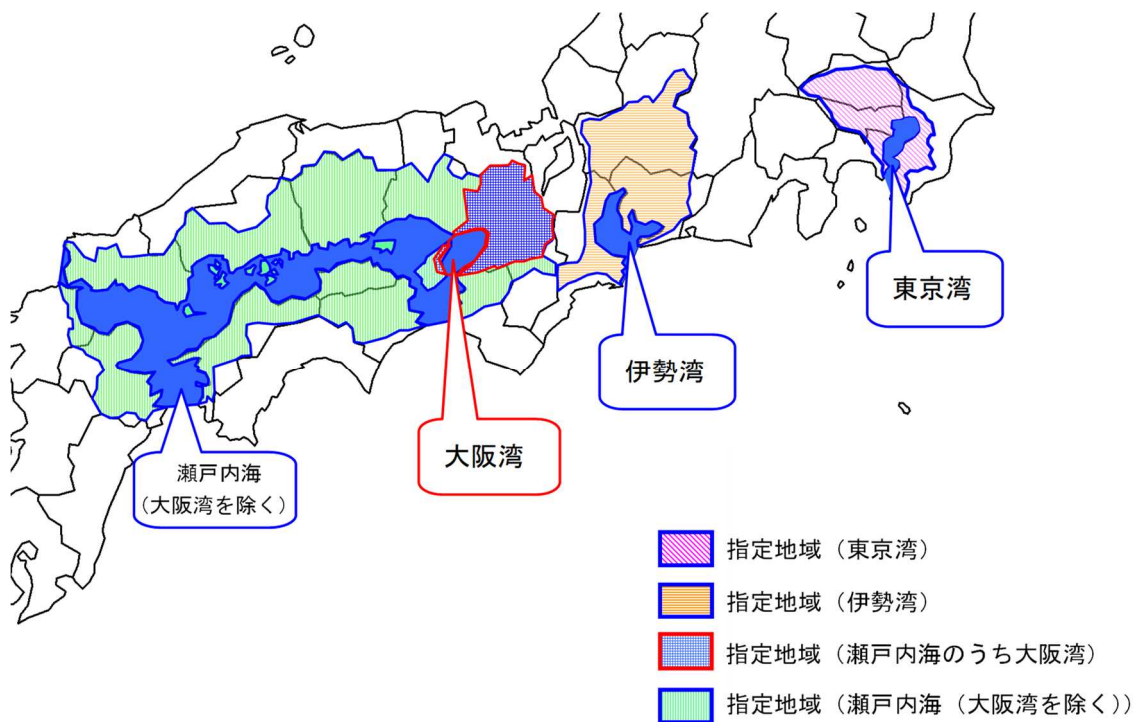
注）藻場・干潟の保全・再生、底質改善対策等

図 1 水質総量削減制度の概要

2. 指定地域の概況

水質総量削減の対象となる指定水域及び指定地域（指定水域の水質の汚濁に係る地域）は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）において定められており、現在、指定水域は東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海の3海域、指定地域は20都府県の集水域となっている（図2）。

令和元年度における指定地域内の人口は全国の約55%、面積は約19%、製造品出荷額は約54%をそれぞれ占めているとともに、日平均排水量50 m³/日以上 of 事業場数の割合は全国の約31%である。これらの3海域合計の面積比、事業場数比に対して、人口、製造品出荷額の値が大きいことから、3海域の流域には人口及び産業が集中していることが示唆される。また、3海域合計の汚水処理率は約92%であり、これは全国平均と同等であるが、東京湾及び大阪湾における指定地域内の汚水処理率は約96%であり、全国平均と比較して高い値となっている（表1）。



【関係都府県】

東京湾	（4 都県）	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
伊勢湾	（3 県）	岐阜県、愛知県、三重県
瀬戸内海のうち大阪湾	（5 府県）	京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
瀬戸内海（大阪湾を除く）	（11 県）	兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、大分県

図2 指定水域及び指定地域

表 1 総量削減指定地域関係都府県の概況

	指定地域内 人口 (令和元年度末) (千人)	指定地域内 総面積 (令和元年度末) (km ²)	指定地域内 製造品出荷額等 (令和元年度末) (億円)	指定地域内 事業場数 (令和元年度末) (事業場)	指定地域内 污水处理率※2) (令和元年度末) (%)
埼玉県	7,064	3,399	117,782	649	90.4
千葉県	3,770	1,889	91,218	442	91.8
東京都	13,838	1,778	74,047	101	99.7
神奈川県	4,878	555	80,760	134	99.2
東京湾	29,550 [28,811]	7,622 [7,627]	363,806 [372,193]	1,326 [1,498]	96.4 [95.4]
全国値に対する割合	(23.4%)	(2.0%)	(11.3%)	(4.3%)	(105.1%)
岐阜県	1,915	7,670	48,478	757	83.4
愛知県	7,558	4,775	479,148	1,604	87.5
三重県	1,527	3,729	95,612	640	81.7
伊勢湾	11,000 [10,945]	16,174 [16,204]	623,237 [574,093]	3,001 [3,211]	86.0 [82.8]
全国値に対する割合	(8.7%)	(4.3%)	(19.3%)	(9.8%)	(93.8%)
京都府	2,233	1,773	48,335	145	97.7
大阪府	8,844	1,898	154,557	468	96.2
兵庫県	3,089	1,169	—	136	99.0
奈良県	1,233	951	—	198	81.7
大阪湾	15,399 [15,472]	5,791 [5,785]	—	947 [1,076]	95.8 [94.6]
全国値に対する割合	(12.2%)	(1.5%)	—	(3.1%)	(104.5%)
兵庫県	2,277	5,012	158,687	676	95.2
奈良県	60	841	16,553	28	53.1
和歌山県	682	1,687	311	268	58.0
岡山県	1,891	7,106	74,641	591	81.3
広島県	2,677	5,846	91,740	528	88.2
山口県	1,268	4,481	52,476	428	84.5
徳島県	719	3,652	18,419	352	59.6
香川県	982	1,877	25,286	310	73.6
愛媛県	1,330	4,497	40,709	419	76.7
福岡県	1,081	1,070	21,913	126	93.1
大分県	1,048	4,767	41,378	404	73.0
大阪湾を除く 瀬戸内海	14,015 [14,419]	40,836 [40,698]	—	4,130 [4,430]	82.1 [77.4]
全国値に対する割合	(11.1%)	(10.8%)	—	(13.4%)	(89.5%)
三海域計	69,965 [69,647]	70,422 [70,314]	1,732,048 [1,661,918]	9,402 [10,213]	91.8 [89.5]
全国値に対する割合	(55.5%)	(18.6%)	(53.7%)	(30.6%)	(100.1%)
(参考) 全国値	総人口 (令和元年10月)	総面積 (令和元年10月)	製造品出荷額等 (令和元年末)	事業場数※1) (令和元年度)	污水处理率 (令和元年度末)
	126,167	377,975	3,225,334	30,749	91.7

注) ※1：事業場数の全国値は、日平均排水量 50m³ 以上の事業場数を示す。

※2：污水处理率とは、総人口に対する下水道、農業集落排水施設等、浄化槽、コミュニティ・プラントの各污水处理施設の処理人口合計の比率をいう。

※3：[]内は、平成 26 年度末の値である。

出典) 指定地域内人口、指定地域内総面積、指定地域内事業場数、指定地域内污水处理率：「発生負荷量等算定調査」(環境省)、
総人口(全国値)：「人口推計」(政府統計の総合窓口 e-Stat)、
総面積(全国値)：「全国都道府県市区町村の面積」(国土地理院資料)、
指定地域内製造品出荷額等、製造品出荷額等(全国値)：「工業統計表「市区町村編」データ」(経済産業省経済産業政策
局調査統計部)、
事業場数(全国値)：「環境統計集」(環境省)、
污水处理率(全国値)：「都道府県別污水处理人口普及状況」(環境省)
より作成

3. 制度の沿革

第1次から第4次までの水質総量削減は、CODを指定項目として実施され、その結果、指定水域におけるCODに係る汚濁負荷量は着実に削減された。

一方、指定水域に流入する栄養塩類の増加に伴い、植物プランクトンの増殖が活発化し、水質が悪化するといいういわゆる富栄養化に対し、関係都府県により、窒素及びりんを削減する取組が順次進められた。

瀬戸内海においては、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき、昭和55年度から関係府県知事が定める指定物質削減指導方針により、りんの削減指導が行われ、平成8年度には、瀬戸内海環境保全特別措置法施行令（昭和48年政令第327号）改正により窒素が指定物質削減指導方針の対象項目として追加された。また、東京湾及び伊勢湾においては、昭和57年度から関係都県が策定する富栄養化対策指導指針に基づき、窒素及びりんの削減指導が行われた。また、平成5年10月からは水質汚濁防止法に基づき、閉鎖性海域を対象とした窒素及びりんの排水濃度規制が実施されている。

以上の対策が講じられた結果、CODの改善が認められた海域があったものの、CODの環境基準達成率は満足できる状況になく、また、赤潮や貧酸素水塊といった富栄養化に伴う環境保全上の問題が発生する状況であった。このため、第5次水質総量削減からは、海域のCODの一層の改善と富栄養化の防止を図るため、内部生産（植物プランクトンの増殖による有機汚濁）の原因物質である窒素及びりんが指定項目に追加された（表2）。

第6次水質総量削減以降については、各指定水域及び指定項目の汚濁状況に応じた削減方針が示されてきた。大阪湾を除く瀬戸内海については、環境基準の達成状況等から、第6次から第8次の水質総量削減で、すべての指定項目について更なる負荷削減を求めず、各次の水質総量削減開始時点の水質が悪化しないように対策を講じていくこととされた。第9次水質総量削減からは、大阪湾を除く瀬戸内海に加えて、大阪湾のすべての指定項目、東京湾及び伊勢湾の窒素及びりんについて、総量規制としての更なる負荷削減のための規制強化は行わず、これまでの取組を維持することとされた一方、東京湾及び伊勢湾のCODについては、生活排水対策に力点を置いた更なる負荷削減を進めることとされた。

表2 水質総量削減制度の沿革

	基本方針策定	目標年度	指定項目
第1次	昭和54年6月	昭和59年度	COD
第2次	昭和62年1月	平成元年度	COD
第3次	平成3年1月	平成6年度	COD
第4次	平成8年4月	平成11年度	COD
第5次	平成13年12月	平成16年度	COD、窒素、りん
第6次	平成18年11月	平成21年度	COD、窒素、りん
第7次	平成23年6月	平成26年度	COD、窒素、りん
第8次	平成28年9月	平成31年度	COD、窒素、りん
第9次	令和4年1月	令和6年度	COD、窒素、りん

4. 第9次水質総量削減までの削減目標量の達成状況

環境大臣が総量削減基本方針において指定水域ごとに定める削減目標量は、人口及び産業の動向、排水処理技術の水準、下水道の整備の見通し等を勘案し、実施可能な限度において定めるものとされている。

総量削減基本方針策定時の各削減目標量と各目標年度における発生負荷量の実績値を比較すると、第6次までにおいては、削減実績値は計画どおり目標を達成している。第7次及び第8次においては、一部の指定水域において、りんの削減実績値が人口増加の影響等により削減目標量にわずかに届かなかったものの、概ね計画どおり目標を達成したものと考えられる。

第9次においては、令和6年度の削減目標量と令和4年度の発生負荷量の実績値を比較したところ、目標に向けて着実に取組が実施されており、いずれの指定水域及び指定項目についても、令和4年度時点で目標を達成している状況である（表3）。

表 3(1) 削減目標量と実績値の比較

(1) COD

(単位:t/日)

		東京湾				伊勢湾				瀬戸内海				大阪湾				大阪湾を除く瀬戸内海			
		生活系	産業系	その他系	合計	生活系	産業系	その他系	合計	生活系	産業系	その他系	合計	生活系	産業系	その他系	合計	生活系	産業系	その他系	合計
第1次 (S59)	目標	386	180	94	660	179	208	39	426	517	666	100	1,283	-	-	-	-	-	-	-	-
	実績	290	83	40	413	150	101	35	286	444	367	89	900	-	-	-	-	-	-	-	-
	実績/目標	75%	46%	43%	63%	84%	49%	90%	67%	86%	55%	89%	70%	-	-	-	-	-	-	-	-
第2次 (H元)	目標	249	78	38	365	140	98	34	272	402	355	87	844	-	-	-	-	-	-	-	-
	実績	243	76	36	355	141	97	34	272	400	356	82	838	-	-	-	-	-	-	-	-
	実績/目標	98%	97%	95%	97%	101%	99%	100%	100%	100%	100%	94%	99%	-	-	-	-	-	-	-	-
第3次 (H6)	目標	203	69	36	308	127	91	33	251	359	321	80	760	-	-	-	-	-	-	-	-
	実績	197	59	30	286	134	83	29	246	365	309	72	746	-	-	-	-	-	-	-	-
	実績/目標	97%	86%	83%	93%	106%	91%	88%	98%	102%	96%	90%	98%	-	-	-	-	-	-	-	-
第4次 (H11)	目標	179	52	32	263	119	82	28	229	334	305	78	717	-	-	-	-	-	-	-	-
	実績	167	52	28	247	118	76	27	221	319	286	67	672	-	-	-	-	-	-	-	-
	実績/目標	93%	100%	88%	94%	99%	93%	96%	97%	96%	94%	86%	94%	-	-	-	-	-	-	-	-
第5次 (H16)	目標	153	49	26	228	102	76	25	203	283	285	62	630	-	-	-	-	-	-	-	-
	実績	144	42	25	211	99	65	22	186	261	245	55	561	102	32	10	144	159	213	45	417
	実績/目標	94%	86%	96%	93%	97%	86%	88%	92%	92%	86%	89%	89%	-	-	-	-	-	-	-	-
第6次 (H21)	目標	128	41	24	193	84	63	20	167	237	247	53	537	93	31	9	133	144	216	44	404
	実績	124	36	23	183	81	57	20	158	221	193	54	468	83	26	9	118	138	167	45	350
	実績/目標	97%	88%	96%	95%	96%	90%	100%	95%	93%	78%	102%	87%	89%	84%	100%	89%	96%	77%	102%	87%
第7次 (H26)	目標	119	36	22	177	71	56	19	146	201	215	56	472	80	26	10	116	121	189	46	356
	実績	110	34	19	163	69	54	18	141	180	173	51	404	63	18	10	91	117	155	41	313
	実績/目標	92%	94%	86%	92%	97%	96%	95%	97%	90%	80%	91%	86%	79%	69%	100%	78%	97%	82%	89%	88%
第8次 (R1)	目標	103	33	19	155	63	52	18	133	163	190	51	404	60	18	7	85	103	172	44	319
	実績	105	30	19	154	63	50	18	131	159	164	51	374	56	19	8	83	103	145	43	291
	実績/目標	102%	91%	100%	99%	100%	96%	100%	98%	98%	86%	100%	93%	93%	106%	114%	98%	100%	84%	98%	91%
第9次 (R6)	目標	101	29	20	150	60	49	18	127	143	177	52	372	53	17	8	78	90	160	44	294
	R4実績	101	29	19	148	57	46	18	121	148	153	49	350	53	16	8	78	95	136	41	272
	R4実績/目標	100%	100%	95%	99%	95%	94%	100%	95%	103%	86%	94%	94%	100%	94%	100%	100%	106%	85%	93%	93%

表 3(2) 削減目標量と実績値の比較

(2) 窒素

(単位:t/日)

		東京湾				伊勢湾				瀬戸内海				大阪湾				大阪湾を除く瀬戸内海			
		生活系	産業系	その他系	合計	生活系	産業系	その他系	合計	生活系	産業系	その他系	合計	生活系	産業系	その他系	合計	生活系	産業系	その他系	合計
第5次 (H16)	目標	163	38	48	249	58	27	52	137	179	179	206	564	-	-	-	-	-	-	-	-
	実績	136	29	43	208	52	26	51	129	159	117	200	476	71	19	31	121	88	98	169	355
	実績/目標	83%	76%	90%	84%	90%	96%	98%	94%	89%	65%	97%	84%	-	-	-	-	-	-	-	-
第6次 (H21)	目標	130	29	40	199	50	24	49	123	152	116	197	465	67	18	31	116	85	98	166	349
	実績	122	26	37	185	47	22	49	118	143	95	195	433	61	15	28	104	82	80	167	329
	実績/目標	94%	90%	93%	93%	94%	92%	100%	96%	94%	82%	99%	93%	91%	83%	90%	90%	96%	82%	101%	94%
第7次 (H26)	目標	118	25	38	181	44	22	49	115	138	111	191	440	59	15	29	103	79	96	162	337
	実績	111	25	34	170	42	21	47	110	125	87	178	390	51	11	26	88	74	76	152	302
	実績/目標	94%	100%	89%	94%	95%	95%	96%	96%	91%	78%	93%	89%	86%	73%	90%	85%	94%	79%	94%	90%
第8次 (R1)	目標	108	24	34	166	40	21	47	108	123	100	179	402	50	11	26	87	73	89	153	315
	実績	108	20	34	162	40	18	48	106	119	82	179	380	46	10	25	81	73	72	154	302
	実績/目標	100%	83%	100%	98%	100%	86%	102%	98%	97%	82%	100%	95%	92%	91%	96%	93%	100%	81%	101%	96%
第9次 (R6)	目標	104	20	35	159	41	18	47	106	117	94	178	389	45	10	25	80	72	84	153	309
	R4実績	104	21	33	158	38	18	47	103	115	76	176	366	44	11	23	78	71	65	153	288
	R4実績/目標	100%	105%	94%	99%	93%	100%	100%	97%	98%	81%	99%	94%	98%	110%	92%	98%	99%	77%	100%	93%

(3) りん

(単位:t/日)

		東京湾				伊勢湾				瀬戸内海				大阪湾				大阪湾を除く瀬戸内海			
		生活系	産業系	その他系	合計	生活系	産業系	その他系	合計	生活系	産業系	その他系	合計	生活系	産業系	その他系	合計	生活系	産業系	その他系	合計
第5次 (H16)	目標	12.6	3.2	3.4	19.2	6.1	4.1	3.8	14.0	15.3	12.8	10.0	38.1	-	-	-	-	-	-	-	-
	実績	10.4	1.8	3.1	15.3	5.1	2.9	2.8	10.8	12.4	8.0	10.2	30.6	5.0	1.7	1.5	8.2	7.4	6.3	8.7	22.4
	実績/目標	83%	56%	91%	80%	84%	71%	74%	77%	81%	63%	102%	80%	-	-	-	-	-	-	-	-
第6次 (H21)	目標	9.5	1.7	2.7	13.9	4.4	2.8	2.4	9.6	11.6	7.7	10.2	29.5	4.4	1.6	1.5	7.5	7.2	6.1	8.7	22.0
	実績	9.0	1.4	2.5	12.9	4.3	2.5	2.2	9.0	11.4	6.5	10.1	28.0	4.4	1.5	1.3	7.2	7.0	5.0	8.8	20.8
	実績/目標	95%	82%	93%	93%	98%	89%	92%	94%	98%	84%	99%	95%	100%	94%	87%	96%	97%	82%	101%	95%
第7次 (H26)	目標	8.5	1.4	2.2	12.1	3.9	2.5	2.3	8.7	10.7	7.0	9.7	27.4	3.9	1.4	1.3	6.6	6.8	5.6	8.4	20.8
	実績	8.8	1.4	2.1	12.3	3.7	2.3	2.2	8.2	10.2	5.7	8.7	24.6	3.6	1.0	1.2	5.8	6.6	4.7	7.5	18.8
	実績/目標	104%	100%	95%	102%	95%	92%	96%	94%	95%	81%	90%	90%	92%	71%	92%	88%	97%	84%	89%	90%
第8次 (R1)	目標	8.3	1.5	1.9	11.7	3.4	2.1	2.3	7.8	10.0	6.3	8.9	25.2	3.4	1.0	1.2	5.6	6.6	5.3	7.7	19.6
	実績	8.8	1.3	2.0	12.1	3.5	2.2	2.3	8.0	9.9	5.3	9.1	24.3	3.4	1.0	1.1	5.5	6.5	4.3	8.0	18.8
	実績/目標	106%	87%	105%	103%	103%	105%	100%	103%	99%	84%	102%	96%	100%	100%	92%	98%	98%	81%	104%	96%
第9次 (R6)	目標	8.6	1.4	1.8	11.8	3.5	2.0	2.4	7.9	9.4	6.0	9.2	24.6	3.2	1.0	1.1	5.3	6.2	5.0	8.1	19.3
	R4実績	8.5	1.3	1.7	11.6	3.5	2.1	2.2	7.7	9.5	5.2	8.6	23.2	3.3	1.0	1.1	5.3	6.2	4.2	7.5	17.9
	R4実績/目標	99%	93%	94%	98%	100%	105%	92%	97%	101%	87%	93%	94%	103%	100%	100%	100%	100%	84%	93%	93%

5. 「第9次水質総量削減の在り方について（令和3年3月中央環境審議会答申）」における課題

「第9次水質総量削減の在り方について（令和3年3月中央環境審議会答申）」において示された、第9次水質総量削減の実施に併せて取り組むべき課題としては、これまでの取組によって陸域からの汚濁負荷量は着実に減少しているものの、環境基準の達成状況や、貧酸素水塊等の発生、「豊かな海」を目指すうえでの課題等は指定水域内でも場所により異なることから、よりきめ細かに海域の状況に応じた取組を可能とすべきであるとされた。また、底層DOの類型指定を通じた底層の改善対策を推進するとともに、底層DOと既存の環境基準を併せて活用して、的確かつ効果的に水域を評価していくことが重要であるとされた。

調査・研究については、よりきめ細かな海域の状況に応じた水環境管理の視点を含めて推進することが必要であるとともに、水質の保全や生物多様性・生物生産性の確保といった複合的な観点から、データの蓄積及び分析を進めることが不可欠であるとされた。このため、気候変動の影響の把握、栄養塩類の偏在や季節的な変動を踏まえた赤潮及び貧酸素水塊の発生から生態系全体に至る水環境の動態解析、底質との相互作用、藻場・干潟の状況等について知見を収集・活用するとともに、関連する各種モニタリング技術の継続的な実施が必要であるとされた。

さらに、指定水域における総合的な水環境改善の推進のため、地域住民を含めた関係者がそれぞれの立場で実施可能な取組を進めることが重要であり、水環境に関する情報発信とその周知及び普及・啓発を充実させることが必要であるとされた。

これらの課題に対して、環境省においては、「6. 瀬戸内海における「きれいで豊かな海」の確保に向けた動き」にて後述するように、令和3年に瀬戸内海環境保全特別措置法を改正し、海域や季節ごとのきめ細かな栄養塩類の管理を可能とする「栄養塩類管理制度」を導入した。また、底層DOについては、順次、類型指定を進めてきているところであり、指定水域であって国が類型指定を行う水域においては、これまでに、東京湾、伊勢湾、大阪湾（湾奥部のみ）の類型指定を実施した。さらに、中央環境審議会水環境・土壌農薬部会生活環境の保全に関する水環境小委員会において、地域のニーズや実情に応じた生活環境の保全に関する水環境基準のあり方及び柔軟な運用について検討が行われているところである。

また、これまでに各海域において広域総合水質調査等による水質や水生生物等の水環境の調査、陸域からの汚濁負荷量の調査等の継続的なモニタリング調査、藻場・干潟の分布状況の調査、底質・底生生物の調査を実施するとともに、気候変動による影響の検討等を行ってきたところである。また、ウェブページ等の媒体を通じ水環境に関するデータや取組の状況について広く関係者への情報発信や環境改善の取組推進のための手引きの作成・普及を行っている。さらに、関係都府県等の関係機関や地域住民においても、水質や赤潮・貧酸素水塊の発生状況、水生生物の生息状況その他の水環境に関する調査や栄養塩類による水産資源への影響に関する調査研究、水環境に関する情報発信等が行われているところである。

6. 瀬戸内海における「きれいで豊かな海」の確保に向けた動き

瀬戸内海については、平成 27 年度から中央環境審議会水環境部会瀬戸内海環境保全小委員会（以下「小委員会」という。）において、「きれいで豊かな海」の確保に向けて、水環境に係る分析や各種調査研究の収集及び整理、関係機関からのヒアリングが行われ、瀬戸内海における水環境及び水産資源に係る主な課題が抽出され、令和元年 6 月には、環境大臣から中央環境審議会に「瀬戸内海における今後の環境保全の方策の在り方について」の諮問がなされた。これを受けて更なる関係機関からのヒアリングを経て総合的な検討が行われ、「瀬戸内海における今後の環境保全の方策の在り方について（令和 2 年 3 月中央環境審議会答申）」（以下「令和 2 年答申」という。）が取りまとめられた。

令和 2 年答申においては、瀬戸内海における湾・灘ごと、更には湾・灘内の特定の海域ごとの実情に応じた対策が必要との考え方が示されるとともに、令和の里海づくりに向けた 4 つの方策として、①栄養塩類の管理等による生物多様性及び生産性確保、②瀬戸内海全体の水環境を評価・管理する制度的基盤、③地域資源の保全・利活用に係る取組の推進、④漂流・漂着・海底ごみ、気候変動等の課題に対する基盤整備の必要性が示された。

令和 2 年答申を踏まえて小委員会において制度の見直しに向けた検討が行われ、「瀬戸内海における特定の海域の環境保全に係る制度の見直しの方向性（令和 3 年 1 月中央環境審議会意見具申）」（以下「令和 3 年意見具申」という。）が取りまとめられた。

これらを踏まえ、令和 3 年 6 月に、瀬戸内海環境保全特別措置法が改正され、①海域ごと・季節ごとのきめ細かな栄養塩類の管理を可能とする「栄養塩類管理制度」の創設、②生物多様性保全やブルーカーボンとして期待される藻場・干潟等の再生・創出に向けた自然海浜保全地区の指定対象の拡充、③海洋プラスチックごみを含む漂流ごみ等の除去・発生抑制に係る国と地方公共団体の責務の 3 点が規定されたことに加え、基本理念に、気候変動による水温上昇等への対応の観点が盛り込まれた。

栄養塩類管理制度は、瀬戸内海環境保全特別措置法及び水質汚濁防止法に基づく規制的措施は基本的に維持しつつも、生物の多様性及び生産性の観点の確保に支障が生じているおそれのある特定の海域における栄養塩類の増加措置を可能とするものである。栄養塩類の増加措置を実施する場合には、関係府県が策定する栄養塩類管理計画に基づき、周辺環境の保全上の支障を生じさせることなく効果的かつ機動的に行えるよう、順応的な栄養塩類管理¹を実施することとされている。

令和 4 年 3 月には、環境省において「栄養塩類管理計画策定に関するガイドライン」が作成され、令和 4 年 10 月には兵庫県、令和 6 年 3 月には香川県において栄養塩類管理計画が策定されたところである。

¹ 順応的な栄養塩類管理：目標を設定し、モニタリングと並行しながら、人為的に管理し得る範囲において手法を実施し、その後、モニタリング結果に基づく検証・学習によって随時手法の変更を加え、目標を達成していくという順応的な考え方に基づく栄養塩類の管理